

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月8日

京都市人事委員会  
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第1号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会事務局の項中「並びに企画労務係長」を「，企画労務係長並びに計  
理係長」に改め，同表中

「

|         |        |
|---------|--------|
| 高等学 校   | 副校長 教頭 |
| 小 中 学 校 | 副校長 教頭 |
| 中 学 校   | 副校長 教頭 |
| 小 学 校   | 副校長 教頭 |
| 幼 稚 園   | 園長 教頭  |

を

」

「

|         |        |
|---------|--------|
| 幼 稚 園   | 園長 教頭  |
| 小 学 校   | 副校長 教頭 |
| 中 学 校   | 副校長 教頭 |
| 小 中 学 校 | 副校長 教頭 |
| 高 等 学 校 | 副校長 教頭 |

に改める。

」

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)